

農業経営改善計画認定基準細則

長 井 市

認 定 基 準	細 部 基 準
①農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること。 (法律第 12 条第 4 項第 1 号)	・年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり概ね 400 万円）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 1,800 時間程度）の水準以上となっていること。 ・改善計画に記載された農業経営の規模と生産方式が、基本構想に定める営農類型ごとの指標と同水準以上になっていること。 ・改善計画に記載された経営管理の方法と農業従事の態様等が基本構想に定める指標と同水準以上になっていること。 ・複式簿記を行っているか、複式簿記を近い将来行うと認められること。
②農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (法律第 12 条第 4 項第 2 号)	・作付地の集団化、農業機械の効率的な利用が適切であると認められること。 ・農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業等との整合性が保たれていること。
③農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 (規則第 14 条第 1 項第 1 号)	・申請者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すること。 ・農業機械等の資本装備が適当な水準であるか、または近い将来適当な水準になる見込みがあると認められること。 ・計画における農業経営の現状、経営規模、生産方式等が各事項間で整合性が取られていること。 ・農業労働力の調達の実現性が見込まれること。 ・集落または地域において、担い手として認められていること。